



改 正 案	現 行
<p>（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連</p>	<p>（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）</p> <p>第六十一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連</p>

2  
5  
8 (省 略)

携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定又は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定をいう。以下この号において同じ。）、における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

2  
5  
8 同 上

携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定をいう。以下この号において同じ。）、における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 （省 略）</p> <p>十八 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「アメリカ合衆国協定」という。）</p> <p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 法第七条の三第一項ただし書に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p> <p>一・二 （省 略）</p> <p>三 アメリカ合衆国協定</p>	<p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 同 上</p> <p>一〇十七 同 上</p> <p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 同 上</p> <p>一・二 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>一・二 同 上</p>

<p>3 法第七条の五第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p>	<p>3 同上</p>
<p>一・二 (省 略)</p>	<p>一・二 同上</p>
<p>三  アメリカ合衆国協定</p> <p>4 法第七条の六第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p>	<p>4 同上</p>
<p>一・二 (省 略)</p>	<p>一・二 同上</p>
<p>三  アメリカ合衆国協定</p> <p>5 法第七条の六第二項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p>	<p>5 同上</p>
<p>一・二 (省 略)</p>	<p>一・二 同上</p>
<p>三  アメリカ合衆国協定</p> <p>6 法第七条の六第五項において読み替えて準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p>	<p>6 同上</p>
<p>一・二 (省 略)</p>	<p>一・二 同上</p>
<p>三  アメリカ合衆国協定</p>	

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和元年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成三十年までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和元年度に

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成三十一年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成三十年までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を平成三十一年度における法第

における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2・3 (省 略)

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(国内消費量の算出方法)

第十六条 (省 略)

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 (省 略)

2 (省 略)

七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2・3 同 上

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(国内消費量の算出方法)

第十六条 同 上

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 同 上

2 同 上

3 前二項の場合において、第十条の四第三項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 (省 略)

2・3 (省 略)

4 前三項の場合において、第十条の四第四項から第六項までに定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度(以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。)の初日から起算して四年を経過した日以後においては

3 前二項の場合において、第十条の四第三項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 同 上

2・3 同 上

4 前三項の場合において、第十条の四第四項から第六項までに定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度(以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。)の初日から起算して四年を経過した日以後においては



、同表の四の項から十三の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率法別表（以下「関税率表」という。）第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の（二）及び第〇二〇六・四九号の二の（二）に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下この条並びに別表第一の三十六の項、四十三の項及び五十の項において同じ。）以上のものに限るものとし、欧州連合協定の効力発生の日の属する年度（以下「アメリカ合衆国協定発効年度」という。）の初日から起算して三年を経過した日以後においては、同表の四五の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものとし、アメリカ合衆国協定の効力発生の日の属する年度（以下「アメリカ合衆国協定発効年度」という。）の初日から起算して三年を経過した日以後においては、同表の四五の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものとする。

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）

第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物品	輸入数量
(省略)	(省略)
別表第一の四十七の項の中欄	別表第一の二十四の項の中欄に

、同表の四の項から十三の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率法別表（以下「関税率表」という。）第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の（二）及び第〇二〇六・四九号の二の（二）に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下この条並びに別表第一の三十六の項及び四十三の項において同じ。）以上のものに限るものとし、欧州連合協定の効力発生の日の属する年度（以下「欧州連合協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の三八の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限る。

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）

第十九条の三 同上

物品	輸入数量
同上	同上

<p>に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ粉」という。）であつて、アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの</p>	<p>別表第一の四十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。）であつて、アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの</p>	<p>掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイ粉の輸入数量の合計数量</p>	<p>別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。）の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイの輸入数量の合計数量</p>	<p>別表第一の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>別表第一の三十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の</p>
--	---	---	--	--	---

規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間)

第十九条の四 (省 略)

2 (省 略)

3 前二項の規定は、別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下「欧州連合協定適用牛肉」という。)又は同表の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。)に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この項及び次項第四号において「欧州連合協定適用牛肉」という。)の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「欧州連合協定発効年度」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この項及び次項第四号において「

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間)

第十九条の四 同上

2 同上

3 前二項の規定は、別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下「欧州連合協定適用牛肉」という。)に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この項及び次項第四号において「欧州連合協定適用牛肉」という。)の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「欧州連合協定発効年度」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と読み替えるものとする。

アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。)の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「九年」と、「十五年」とあるのは「十四年」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

(法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率)  
第十九条の六 法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める税率とする。

4 | 別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この項及び第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。)に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、その年度における環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイの輸入数量が環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイに係る当該年度における同項に規定する輸入基準数量を超えることとなった月の翌々の初日から当該年度の末日までの期間(当該期間において環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイが同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けている期間を除く。)とする。

5 | 前項の規定は、別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(第十九条の七第三号において「欧州連合協定適用ホエイ」という。)に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。

(法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率)  
第十九条の六 同上

一〇三 (省 略)

四 アメリカ合衆国協定 アメリカ合衆国協定に定められた税率

(法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品)

第十九条の七 法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める物品とする。

一・二 (省 略)

三 欧州連合協定 欧州連合協定適用牛肉又は別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品であつて、農林水産大臣が欧州連合協定の規定に基づき欧州連合協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

四 アメリカ合衆国協定 アメリカ合衆国協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用ホエイであつて、農林水産大臣がアメリカ合衆国協定の規定に基づきアメリカ合衆国協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

2 (省 略)

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで

一〇三 同上

(法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品)  
第十九条の七 同上

一・二 同上

三 欧州連合協定 欧州連合協定適用牛肉又は欧州連合協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が欧州連合協定の規定に基づき欧州連合協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉又は欧州連合協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

2 同上

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで

、三十八の項、三十九の項、四十五の項及び四十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の三十八の項及び三十九の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量については準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量については準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定が環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、それぞれ当該効力を生ずる日の属する月における別表第

、三十六の項、三十八の項、三十九の項及び四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と読み替えるものとし、同表の三十八の項及び三十九の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量については準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品であつ

一の四の項から二十三の項まで、四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品であつてそれぞれ当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日）  
第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十六の項、四十二の項又は四十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）  
第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用牛肉とする。

2・3 (省 略)

4 前項の規定は、欧州連合協定適用牛肉及びアメリカ合衆国協定適用牛肉について準用する。この場合において、欧州連合協定適用牛肉について準用するときは、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは、「欧州連合協定発効年度」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉について準用するときは、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「九年」と、「十五年」とあるのは

て当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日）  
第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十六の項又は四十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）  
第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉又は欧州連合協定適用牛肉とする。

2・3 同上

4 前項の規定は、欧州連合協定適用牛肉について準用する。この場合において、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは、「欧州連合協定発効年度」と読み替えるものとする。

は「十四年」とそれぞれ読み替えるものとする。

(法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率)

第十九条の十一 法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める税率とする。

一・二 (省 略)

三 アメリカ合衆国協定 アメリカ合衆国協定に定められた税率

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 (省 略)

2・3 (省 略)

4 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表の中欄に掲げる物品とし、当該物品に当該便益を与えない期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。

項名	物 品	期 間
一	(省 略)	(省 略)
二	対象物品のうち、当該年の前々年までの過去三年間の一の対象物品の輸入額のうちに占める当該三年間の一の一般特惠受益国を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が五十パーセントを超え、かつ、その輸入額が四十五億円を超えるもの(当該一般特惠受益国を原産地とするものに限る。)。ただし、次に掲げるものを除く。	当該年の 四月一日 から令和 三年三月 三十一日 まで

(法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率)

第十九条の十一 同 上

一・二 同 上

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

項名	物 品	期 間
一	同 上	同 上
二	同 上	当該年の 四月一日 から平成 三十三年 三月三十 一日まで



三 四 十 ～ 八 三十	七 三十	六 三十 ～ 四		三 二 ・ 一	項名	別表第一 (第十九条の二関係)	5 ～ 8 (省略)	四 ・ 三	(一)・(二) (省略)
(省略)	欧州連合協定	(省略)		(省略)	経済連携協定			(省略)	
(省略)	牛肉	(省略)	関税率表第〇二・〇一 項、第〇二・〇二・ 二項、第〇二・〇六・ 一〇号の一及び第 〇二・〇六・二九号の 一に掲げる物品(以下 この表において「牛肉 」という。	(省略)	品名			(省略)	

三 四 十 ～ 八 三十	七 三十	六 三十 ～ 四		三 二 ・ 一	項名	別表第一 (第十九条の二関係)	5 ～ 8 同上	四 ・ 三	(一)・(二) 同上
同上	同上	同上		同上	経済連携協定			同上	
同上	関税率表第〇二・〇一 項、第〇二・〇六・ 一〇号の一及び第 〇二・〇六・二九号の 一に掲げる物品	同上	関税率表第〇二・〇一 項、第〇二・〇二・ 二項、第〇二・〇六・ 一〇号の一及び第 〇二・〇六・二九号の 一に掲げる物品	同上	品名			同上	

四十	アメリカ合衆国	牛肉
四十	アメリカ合衆国	豚肉
四十	アメリカ合衆国	豚肉調製品
四十	アメリカ合衆国	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの
四十	アメリカ合衆国	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%以上四十五%未満のもの
四十	アメリカ合衆国	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの
五十	アメリカ合衆国	課税価格が基準価格未満の豚肉のうちアメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して三年を経過した日以後に輸入申告がされるもの

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第一条、第二条関係）		別表第一（第一条、第二条関係）	
項名	経済連携協定	項名	経済連携協定
一～八 （省略）	（省略）	一～八 同上	同上
九 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）	（七） 無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト（関税率表第〇四〇四・一〇号の（一）に掲げる物品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条（配合飼料の指定）に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの並びに同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんばく質の含有率が五％未満のものをいう	九 同上	（七） 無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト（関税率表第〇四〇四・一〇号の（一）に掲げる物品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条（配合飼料の指定）に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの並びに同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんばく質の含有率が五％未満のものをいう

。次項（四）及び十一の項（一）において同じ。）及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品（機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のものを除く。）及び関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。）のうち、砂糖を加えたもの並びに関税割

。次項（四）において同じ。）及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品（機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のものを除く。）及び関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。）のうち、砂糖を加えたもの並びに関税割当制度に関する政令

<p>十 経済上の連携に 関する日本国と 欧州連合との間 の協定</p>	
<p>(二) (九) (省 略) (二〇) ぶどう糖及び果糖(関税率表 第一七〇二・三〇号の二、第一七 〇二・四〇号の二、第一七〇二・</p>	<p>当制度に関する政令別表第〇四〇 四・一〇号及び第〇四〇四・九〇 号の項で定める数量以内のもの以 外のもので、乳幼児用の調製粉乳 の製造に使用するものをいう。十 一の項(一)において同じ。(一)の うち、環太平洋包括的及び先進的 協定の規定に基づきニュージーラ ンドからの産品とされるもの(一 一)において「ニュージーラン ド産品」という。)</p> <p>(八) (二八) (省 略) (二九) 混合物及び練り生地等(関税 率表第一九〇一・二〇号の二の(二) のAに掲げる物品、同号の二の(三) のAに掲げる物品(小麦粉調製品 に限る。)及び同号の二の(三)のB に掲げる物品(小売用の容器入り にしたもの(容器ともの一個の重 量が五〇〇グラム以下のものに限 る。)を除くものとし、小麦粉調 製品に限る。)をいう。次項(一 四)及び十一の項(八)において 同じ。)</p>
<p>十 同上</p>	
<p>(二) (九) 同上 (二〇) 関税率表第一七〇二・三〇号 の二、第一七〇二・四〇号の二、 第一七〇二・六〇号の二及び第一</p>	<p>別表第〇四〇四・一〇号及び第〇 四〇四・九〇号の項で定める数量 以内のもの以外のもので、乳幼児 用の調製粉乳の製造に使用するも のをいう。(一)のうち、環太平洋包 括的及び先進的協定の規定に基づ きニュージーランドからの産品と されるもの(一一)において「 ニュージーランド産品」という。 )</p> <p>(八) (二八) 同上 (二九) 混合物及び練り生地等(関税 率表第一九〇一・二〇号の二の(二) のAに掲げる物品、同号の二の(三) のAに掲げる物品(小麦粉調製品 に限る。)及び同号の二の(三)のB に掲げる物品(小売用の容器入り にしたもの(容器ともの一個の重 量が五〇〇グラム以下のものに限 る。)を除くものとし、小麦粉調 製品に限る。)をいう。)</p>

	十一 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定	<p>六〇号の二及び第一七〇二・九〇号の五の(二)のBの(c)に掲げる物品をいう。次項(七)において同じ。</p> <p>(二一)～(二三) (省略)</p> <p>(二四) 混合物及び練り生地等</p> <p>(二五)～(一九) (省略)</p> <p>(一) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ</p> <p>(二) 関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品</p> <p>(三) 煎っていない麦芽</p> <p>(四) 煎った麦芽</p> <p>(五) 関税率表第一一〇八・一二号及び第一一〇八・一三号に掲げる物品のうち、関税割当でん粉以外のもの</p> <p>(六) 関税率表第一一〇八・二〇号に</p>
--	---------------------------	--

	<p>七〇二・九〇号の五の(二)のBの(c)に掲げる物品</p> <p>(二一)～(二三) 同上</p> <p>(二四) 混合物及び練り生地等(関税率表第一九〇一・二〇号の二の(二)のAに掲げる物品、同号の二の(三)のAに掲げる物品(小麦粉調製品に限る。))及び同号の二の(二)のBに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。))を除くものとし、小麦粉調製品に限る。)をいう。</p> <p>(二五)～(一九) 同上</p>
--	--

	掲げる物品のうち、関税割当でん
	粉以外のもの
(七)	ぶどう糖及び果糖
(八)	混合物及び練り生地等